

R4 事業継続支援給付金給付事業 【第5期】

商工観光部商工振興課

事業費：113,072 千円

(A+B)

事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られることから、本市では市内中小企業者等を対象に、事業継続支援給付金給付事業を実施してきたところである。
令和4年1月から、全国的に新型コロナウイルスの新たな変異株「オミクロン株」が猛威を振るう中、「まん延防止等重点措置」は解除されたが、県内における感染者数も高止まりの状態が続き、様々な業種の事業者の売上が大きく減少するなど、市内事業者は、更に厳しい経営状況に置かれている。
- 1月19日：鹿児島県全体の警戒基準がレベル2に引き上げ
1月21日から2月3日までの2週間、本市を含む県内3市の飲食店等に営業時間短縮等を要請
 - 1月24日：鹿児島県が「まん延防止等重点措置」の適用を国に申請し、1月25日に同措置の適用が決定
1月27日から2月20日までの間、県内全市町村が措置区域に指定され、飲食店等に対する営業時間短縮等の要請が延長
 - 2月18日：県内の新規感染者数の高止まりの状況が続いたことから、まん延防止等重点措置の適用期間が3月6日まで2週間延長
飲食店等に対する営業時間短縮等の要請期間も3月6日まで再び延長
 - 4月現在：3月6日をもって、まん延防止等重点措置の適用及び飲食店等に対する営業時間短縮等の要請は解除されたが、県全体の警戒基準は、引き続きレベル2を維持

事業の概要

新型コロナウイルスの感染症の拡大の影響により、経済的に大きな影響を受け、売上が減少し、事業継続が困難になっている市内中小企業者等の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。

- 【対象者】 市内に事業所がある中小企業者等（農林水産業を含む。） 1,000 事業者
ただし、令和4年において、鹿児島県営業時間短縮要請協力金の対象となる飲食店、市のタクシー事業者等・飲食店取引事業者向けに実施した事業継続支援給付金の給付を受けた事業者を除く。
- 【給付要件】
- ① 令和4年5月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月、2月、3月又は4月のいずれかの月の売上が、平成31年、令和2年又は令和3年同月等に比して20%以上減少していること。
 - ③ 事業所得を申告していること。
 - ④ 令和元年、令和2年又は令和3年に市税を納付していること。 等
- 【給付金額】 110,000 千円 A（負担金補助及び交付金）
法人（375 事業者）：一律 10 万円 個人事業主（625 事業者）：一律 5 万円
★減少率が50%以上の事業者には、法人一律10万円、個人事業主一律5万円を上乗せ
- 【申請開始】 ※予算成立から1ヶ月以内を想定（5月上旬成立の場合は、5月下旬を想定）
- 【事務費】 3,072 千円 B（報酬、職員手当等、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料）